

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人慶愛会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年12月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・社会法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>事業活動計算書と補助金事業等収益明細書において、次のとおり補助金の額が一致していないものがあった。</p> <p>(1) 大山やすらぎの里拠点区分及び地域密着特養めぐみ館拠点区分の事業活動計算書の補助金事業収益と補助金事業等収益明細書の各拠点の区分小計とが一致していなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">大山やすらぎの里拠点区分            事業活動計算書 12,017,434 円            補助金事業等収益明細書 13,481,434 円</p> <p style="margin-left: 20px;">地域密着特養めぐみ館拠点区分            事業活動計算書 967,302 円            補助金事業等収益明細書 1,162,302 円</p> <p>(2) 法人単位事業活動計算書の施設整備等補助金収益と補助金事業等収益明細書の施設区分の区分小計とが一致していなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金事業等収益明細書 7,935,000 円            事業活動計算書 9,594,000 円</p> <p>については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、今後は、計算書類の附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>また、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要性があれば当該修正を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(運用上の取扱い 26(1)別紙3 (3) (注) 2)</p>	<p>(1) 本来、補助金事業収益(公費)で計上するところを、計上していなかったため、事業活動計算書と補助金事業等収益明細書が不一致となった。差額は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大山やすらぎの里拠点              タブレット…364,000              屋根修繕…1,100,000              計…1,464,000</li> <li>・めぐみ館拠点              タブレット…195,000</li> </ul> <p>(2) 上記の差額が施設整備等補助金収益に計上されていたため、補助金事業収益等明細書の施設区分の小計が不一致となった。</p> <p style="margin-left: 20px;">差額…1,659,000</p> <p>(1)(2)において、国庫補助金の取崩については、正しく行われており貸借対照表上の間違いはなかったことから、令和5年度会計において修正は必要ないと判断した。</p> <p>今後は仕分けを行う経理担当の職員と会計事</p>

		<p>務所と仕分け内容及び稟議書の精査を行い、適切な会計処理を行うことで再発防止に努める。</p>
2	<p>随意契約について、以下の不備があった。</p> <p>(1) 契約に係る稟議において、随意契約を行う理由（業者選定の理由）につき、価格により随意契約するものなのか、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことを理由に随意契約するものなのか判断としないものがあった。</p> <p>（大山やすらぎの里受信機取替工事 806,300 円）      ついては、価格によらない随意契約を行う場合にあっては、随意契約する理由を稟議等で具体的に明らかにすることが望ましい。</p> <p>（記載例 ○○○のため、経理規程第 73 条第 1 条第○号に該当することから、随意契約することとしたい。）</p> <p>(2) 契約書の作成を省略していたが、請書を徴していないものがあった。</p> <p>（吸引・経管栄養シュミレーター購入 396,000 円）      ついては、契約の作成を省略する場合にあっては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すること。</p> <p>(3) 契約金額が 100 万円を超える金額で、契約書を作成していないものがあった。</p> <p>（深井戸ポンプ取替工事 1,100,000 円）      ついては、契約金額が 100 万円を超える金額にあっては、契約書を作成すること。</p> <p>なお、(3) については前々回も口頭指摘をしているので、必ず改善すること。</p> <p>（経理規程第 73 条第 1 項、第 4 項、第 74 条、第 75 条）</p>	<p>(1) 創設時から同業者が施工をしており、調査費用がかからないことから、性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約とした。上記の内容を稟議書に追加し、再度稟議を回った。</p> <p>今後、記載例に従い、適正な手続きを行う。</p> <p>(2) 今後同様のことがないように再発防止に努めると共に、適正な手続きを行う。</p> <p>(3) 今後同様のことがないように再発防止に努めると共に、適正な手続きを行う。</p>